

# > 住友信託銀行のCSR

住友の事業は、住友自身を利するとともに、  
国家を利し、かつ社会を利する底の事業でなければならぬ  
住友第2代総理事 伊庭貞剛

金融業務は極めて社会性が高く、本業を健全に営むこと自体が重要な社会的責任であるのは言うまでもありません。しかし私たち住友信託銀行グループは、それにとどまらず、社会の持続的な発展の障害となる今日的課題が何であるかを考え、その解決に貢献する新しい事業機会を創出することで、当社自身の企業価値向上も追求していきたいと考えています。そのような意味で住友第2代総理事・伊庭貞剛のこの言葉は、私たちがCSRを推進するうえでの原点となりました。

## CSR活動の基本方針

住友信託銀行のCSRは、社会の持続可能な発展に貢献しながら自らの企業価値を向上させることを基本方針とし

ています。すなわち、当社にとってCSRは経営戦略の一環であり、本業の中で他社との差別化を企図する取り組みの一つと位置付けられるものです。

また、CSRは新しい時代にふさわしい企業風土の核でもあります。職員一人ひとりに社会的責任の自覚を促し、社会の課題の解決を事業機会ととらえるような進取の気性を育む拠り所となるものです。

当社は、このようなCSRの基本スタンスと職員の心構えを明確にすべく、平成15年12月に「社会活動憲章」を定めました。以来、同憲章は「倫理憲章」とならんで住友信託銀行の全役職員の行動指針となっています。

## CSR活動の推進体制

住友信託銀行では、会長、副会長、社長および常務以上の執行役員で構成する「CSR委員会」がCSR業務を統括します。CSR委員会は基本的に年に2回開催され、CSRに関する基本方針を決定し、半年度の活動目標を決定します。

## 社会活動憲章と倫理憲章

### 社会活動憲章

『私たちは、信任と誠実を旨とする信託の理念、信用を重んじ確実を旨とする住友の事業精神に基づき、社会に対する責任を果たすことを宣言します。』

#### 1. 持続可能な社会の実現

私たちは、社会の持続可能な成長を目指すとともに、自らの企業価値の拡大を実現します。

#### 2. 新しい価値創造と経済発展への貢献

私たちは、社会の期待にいち早く応え、質の高い金融商品・サービス・行動を通じて、新しい価値創造に取り組み、経済の発展に貢献します。

#### 3. 地球環境の保全

私たちは、地球環境を守り次世代に引き継ぐために、金融の持つ機能を最大限に活かし、自然環境の保護、生物多様性の保全などの環境問題に真摯に取り組みます。

#### 4. 人権の尊重

私たちは、ゆとりと豊かさを実現するために、人材をかけがえのない財産と考え、個人の人格、個性を尊重します。

#### 5. 法令の遵守

私たちは、良き企業市民であるために、あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守し、社会の重要な構成員としての責任を全うします。

### 倫理憲章

#### 1. 社会からの揺るぎない信頼の確立

住友信託銀行は、『信任と誠実』の理念に立脚した信託銀行としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、高い自己規律に基づく健全な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。

#### 2. 社会の期待と負託に応える金融商品・サービスの提供

住友信託銀行は、環境の変化に積極的に対応しつつ、社会の要請を的確かつ迅速にとらえて、高品質の金融商品・サービスを提供する。

#### 3. 法令・社会的規範の遵守

住友信託銀行は、あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守するとともに、人権を尊重し、倫理にもとることなく、誠実かつ公正に行動する。

#### 4. ゆとりと豊かさの実現と人格・個性の尊重

住友信託銀行は、役職員一致協力して、ゆとりと豊かさの実現を目指し、働きやすい環境を確保するとともに、個々人の人格・個性を尊重する。

#### 5. 反社会的勢力への毅然とした対応

住友信託銀行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行う。

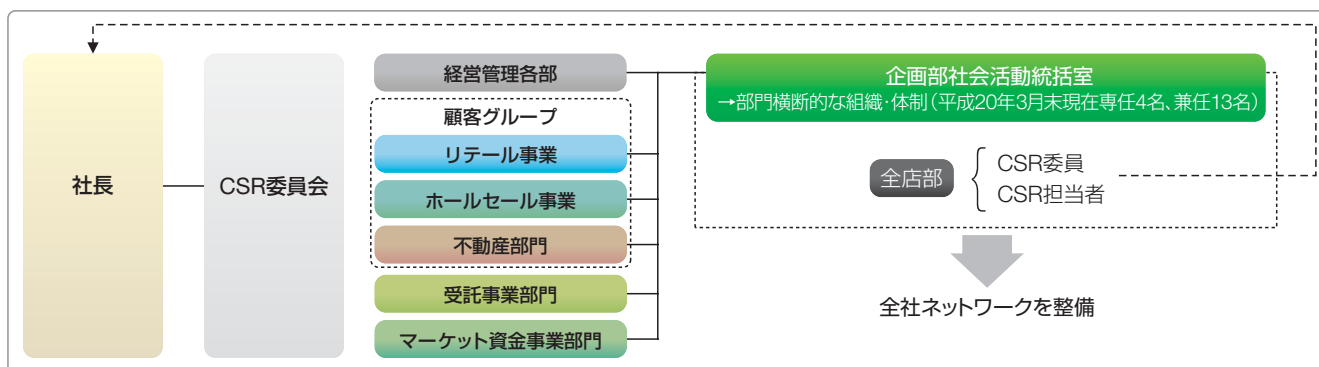
#### 6. 経営の透明性の確保

住友信託銀行は、企業情報の適切な開示等により、企業経営の透明性を確保していく。

また、実務は企画部社会活動統括室が統括し、全店部において任命されたCSR委員・CSR担当者がそれぞれの

店部の中心となって推進する体制を構築しています。

## ■ CSR推進体制



## > これまでのCSR活動の歩み

### ■ 当社のCSR活動の歩み

平成15年	6月	CSR経営の推進体制を整備し、CSR委員会、および企画部内に「社会活動統括室」を設置
	7月	企業年金向けにSRIファンドを設定、運用を開始
	10月	国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) に参画
	12月	当社と社会、双方の持続的成長を目指す「社会活動憲章」を制定
平成16年	3月	個人向けの初めての環境金融商品として太陽光発電搭載住宅向けの金利優遇ローンを開発・販売
	9月	初めてのCSRレポートを刊行 (和文・英文)
	12月	社内CSRネットワーク整備 (全店部にCSR委員・CSR担当者を配置)
平成17年	6月	環境3原則の制定
	7月	国連グローバル・コンパクトに参加 (邦銀初)
	10月	マンション環境性能表示制度 (東京都) に連動した金利優遇住宅ローン*を発売 *本商品は平成18年6月に平成18年度東京都環境賞・知事賞を受賞。
平成18年	1月	SRI投資信託「グッドカンパニー」がモーニングスター社の優秀ファンド賞*を受賞 *「ファンド・オブ・ザ・イヤー2005」の国内ハイブリッド型部門優秀ファンド賞。平成19年1月には同賞を2年連続で受賞。
	5月	責任投資原則に署名
平成19年	4月	環境金融事業を「エコ・トラステーション」と命名
	6月	CS推進部を設置
	8月	ISO14001の取得を目指し、環境マネジメントシステムの構築を開始
	12月	財団法人日本生態系協会、社団法人日本ナショナル・トラスト協会と共同で、日本最大の環境関連イベント「エコプロダクツ展」に初めて出展
平成20年	5月	生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)に出席し、「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」リーダーシップ宣言に署名
	7月	「地球温暖化問題対応基本ポリシー」「生物多様性問題対応基本ポリシー」を制定 環境マネジメントシステムの構築を完了、運用を開始 環境方針を制定 (環境3原則を改定)

## > 国際的な企業行動指針などへの参加と活動

当社は、国際的な企業行動指針や原則に署名し、内外に当社の考え方・立場を示すとともに、国連組織や海外の企業と協力し合いながら、国際的な行動基準づくりへも積極的に参画しています。

### 国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) への署名

UNEP FIは、金融機関に環境や持続的発展（サステナビリティ）に配慮した行動を促すために設立された銀行、保険、証券会社などで構成される国際的なネットワークです。当社は、平成15年10月に日本の信託銀行として初めて署名しました。

### UNEP FI 不動産ワーキンググループ (UNEP FI PWG) への参加

UNEP FI PWGは、UNEP FIのメンバーを中心に構成され、持続可能な開発を促進する不動産金融——「責任ある不動産投資；RPI(Responsible Property Investment)」を促進するための組織です。当社は平成19年6月に当ワーキンググループに参加し、不動産の環境付加価値の理論（15頁参照）や日本の取り組み事例を紹介するなど、RPIの仕組みづくりに積極的に参加しています。

### 国連グローバル・コンパクト(国連GC)への署名

国連GCは、アナン前国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する行動原則です。当社は、平成17年7月に日本の銀行として初めて署名し、その支持・促進を通じて社会の良き一員として行動することを宣言しました。

### 責任投資原則への署名

平成18年5月に当社は、国連GCとUNEP FIが共同事務局となり策定した「責任投資原則」に署名しました。この原則は機関投資家や金融機関に対し、投資の意思決定に際してESG（Environmental=環境、Social=社会、

### ■ 国連グローバル・コンパクト

- |        |  |
|--------|--|
| (人権)   | 原則 1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。 |
|        | 原則 2. 人権侵害に加担しない。                              |
| (労働)   | 原則 3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。               |
|        | 原則 4. あらゆる形態の強制労働を排除する。                        |
|        | 原則 5. 児童労働を実効的に廃止する。                           |
|        | 原則 6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。                        |
| (環境)   | 原則 7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。                     |
|        | 原則 8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアティブをとる。             |
|        | 原則 9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。                    |
| (腐敗防止) | 原則10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。           |

Governance=企業統治)を考慮するよう求めるもので、当社は日本におけるSRI(社会的責任投資)のマーケットリーダーとして、本原則を積極的に支持していきます。

### カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)への署名

CDPは世界中の機関投資家や金融機関が、企業に対し温室効果ガスの排出に関する情報開示を共同で求めていくものです。当社は、その趣旨に賛同し、平成19年1月にCDPに署名しました。

### 「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」 リーダーシップ宣言に署名

当社は、平成20年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、ドイツ政府の主導による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。今後、当社は世界のリーダー企業の一員として、積極的に本問題に取り組んでいきます。

## > CSR活動の推進策（社会活動統括室の活動）

平成15年6月、当社が経営戦略の一環としてCSRを開始した当初、社長を委員長とするCSR委員会の設置に合わせて専任担当部署として新設されたのが企画部社会活動統括室（以下、統括室）です。

統括室は、当社全体の経営計画の中で策定されたCSR運営方針を踏まえ、半年度ごとのPDCAサイクル\*を回し、全社的なCSRの取り組みを統括します。具体的な活動は、全店部に配置されたCSR委員、CSR担当者を通じて推進しており、社内イントラネット、ビデオレター、社内報などを通じ全社従業員に最新の情報を提供しています。

統括室は、エコ・トラステーションに代表される先端的なCSRビジネス開発の中核的な役割も担っています。環境のような専門性の高い分野において、現下の問題・課題の解決に資するような金融ソリューション事業を創造していくためには、社外のネットワークを活用しながら新規事業のシーズ

（種）を見つけ出し、社内の専門部署と連携し、新商品・サービスを開発する機動的な業務フローの構築が不可欠です。平成19年度も統括室が主導し、ソーラー・ファイナンス・プロジェクトの推進、生物多様性問題への対応、グリーンTVジャパンへの協賛など新しい取り組みを開始しました。

全国の店部における社会貢献活動（With You活動）の促進も、統括室の主要な日常業務の一つです。平成18年度から各店部は、With You活動の長期目標と年度活動計画を策定しており、統括室は各店部とのコミュニケーションを通じ、計画の実現を積極的に支援してきました。また、統括室は、With You活動の活性化などを目的に半年度ごとに「CSR予算」を設定しています。この予算は、各店部で活発に活用されており、平成19年度中の利用件数は合計で50件でした。

\* 22頁参照。

### Comment

#### 推進責任者コメント

CSR活動を企業価値の向上につながる5つのパス（経路）ごとに整理し、CSRレポートにおいて情報を開示しはじめてから3年が経ちました。

この考え方は当社が運用するSRIファンドにおいてCSR優良企業を選定する手法を反転させて自らに適用したもので、その意味では、当社のCSRは株主（特にSRI投資家）の存在を強く意識しています。

しかし、株主だけでなく多様なステークホルダー（利害関係者）へのバランスの取れた配慮がCSRの本質であることは言うまでもありません。このような観点で、昨年度からステークホルダー・ダイアログを開始し、さまざまなご意見を頂戴しましたが、それが太陽光エネルギーの活用を支援するソーラー・ファイナンス・プロジェクトや生物多様性問題へ取り組む契機となりました。

また、今年度のステークホルダー・ダイアログでは、環境問題への取り組みの起点は地域にあるべきだというご指摘を受けました。今後の活動の参考にさせていただきたいと思っています。

私たちが直面している社会的な課題はさまざまです。私たちは、それらを的確に捉える感性を磨き、会社と社会をともに発展に導く実行力を高めていきたいと思っております。



金井 司  
企画部 CSR担当部長  
社会活動統括室長